

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第78号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表行財政局の款総務部の項中「計理係長」を「調査係長」に改め、同款人事部の項中「職員力・組織力向上係長」を「業務改善推進係長」に改め、同款財政部の項中「予算第二係長」を「予算第二係長 予算第三係長」に改め、同款資産活用推進室の項中「学校跡地活用促進課長」を「学校跡地活用促進第一課長 学校跡地活用促進第二課長 学校跡地活用促進第三課長」に、「学校跡地活用促進係長」を「学校跡地活用促進第一係長 学校跡地活用促進第二係長 学校跡地活用促進第三係長」に改め、同款税務部の項中「税務推進係長」を「税務推進係長 宿泊税係長」に改め、同款番号制度企画調整室の項を削る。

第1条第1項の表総合企画局の款市長公室の項中「特区活用推進課長」を「政策企画調整第四課長」に、「政策企画調整第四係長」を「政策企画調整第四係長 計画調整係長」に改め、同款情報化推進室の項中「オープン化推進課長 システム開発・運用課長」を「システム第一課長 システム第二課長 システム第三課長 システム第四課長」に改め、「調整係長」を削り、「個人情報保護係長」を「個人情報保護係長 調整係長」に改める。

第1条第1項の表文化市民局の款文化芸術都市推進室の項中「無形文化遺産普及係長」を「文化遺産普及活用係長 計画係長」に改め、同款共同参画社会推進部の項中「勤労福祉係長」を「働き方改革推進係長」に改め、同款地域自治推進室の項中「市民窓口係長」を「市民窓口係長 番号制度企画調整係長」に改め、同款くらし安全推進部の項中「市民啓発係長」を「人権啓発係長」に改め、同款市民スポーツ振興室の項中「スポーツ振興課長」を「スポーツ活動推進課長」に改める。

第1条第1項の表産業観光局の款産業戦略部の項を次のように改める。

産業企画室	産業総務課 長 産業政 策課長 産 業プロジェ クト推進課	庶務係長 計理係長 調査係長 企画 係長 産業プロジェクト推進係長 経 済センター係長 ひと・しごと環境整 備係長 雇用創出係長 ソーシャル・ イノベーション創出支援係長
-------	---	---

	長 ひと・し ごと環境整 備課長	
--	------------------------	--

第1条第1項の表保健福祉局の款健康長寿のまち・京都推進室の項中「地域包括ケア第二係長」を「地域包括ケア第二係長 健康長寿のまち・京都推進係長」に、「健康長寿第三係長」を「健康長寿推進第三係長 介護予防推進係長」に改め、「介護予防推進係長」を削り、同款医療衛生推進室の項中「民泊新法企画係長」を削り、「動物愛護係長」を「動物愛護係長 医務係長」に、「宿泊施設審査指導第一係長 宿泊施設審査指導第二係長」を「旅館業審査第一係長 旅館業審査第二係長 旅館業審査第三係長 住宅宿泊事業審査係長 宿泊施設監視指導第一係長 宿泊施設監視指導第二係長 宿泊施設監視指導第三係長」に改める。

第1条第1項の表子ども若者はぐくみ局の款子ども若者未来部の項中「貧困家庭の子ども対策係長」を「企画係長 貧困家庭の子ども対策係長」に改め、同款幼保総合支援室の項中「施設整備・待機児童対策課長」を「施設整備耐震化課長」に、「公営保育所課長」を「公営保育所課長 公営保育所業務推進課長」に、「企画係長」を「企画係長 待機児童対策係長」に改め、「待機児童対策係長」を削る。

第1条第1項の表都市計画局の款まち再生・創造推進室の項中「京町家保全活用課長」を「京町家保全継承課長」に、「京町家保全活用係長」を「京町家保全継承係長」に改め、同款広告景観づくり推進室の項中「広告物適正化第三係長」を削る。

第1条第1項の表建設局の款自転車政策推進室の項中「啓発指導課長」及び「撤去指導係長」を削り、同款道路建設部の項中「整備第三係長」を「整備第三係長 整備第四係長」に改め、同款みどり政策推進室の項中「計画係長 整備係長」を「計画第一係長 計画第二係長」に改める。

第1条第2項の表安心・安全な東大路通歩行空間創出事業推進プロジェクトチームの項を次のように改める。

再犯防止対策検討プロジェクトチーム	地方再犯防止推進計画の策定に関する調査, 研究及び企画に関する事務
-------------------	-----------------------------------

第1条第10項中「統括監察員」の右に「, 産業観光局に京の食文化・流通戦略監」を加え、同条第14項中「文化市民局文化芸術都市推進室に文化事業推進部長, 同局地域自

治推進室」を「同局市長公室に政策企画調整部長，文化市民局地域自治推進室」に改める。

第2条中第18項を第19項とし，第10項から第17項までを1項ずつ繰り下げ，同条第9項中「文化事業推進部長」を「政策企画調整部長」に改め，同項を同条第10項とし，同条第8項中「第14項」を「第15項」に改め，同項を同条第9項とし，同条第7項の次に次の1項を加える。

8 京の食文化・流通戦略監は，上司の命を受け，食の流通に関する重要政策を総括する。

第6条第3項ただし書中「文化事業推進部長」を「政策企画調整部長」に改める。

第8条総務部の款総務課の項第9号中「及び京都市立芸術大学移転整備工事設計業務受託者選定委員会」を削り，同款法制課の項第4号中「訴訟（」の右に「資産活用推進室及び」を加え，同款庁舎管理課の項第7号を削り，同条資産活用推進室の款中第28号を第29号とし，第6号から第28号までを1号ずつ繰り下げ，第5号の次に次の1号を加える。

(6) 支払督促（行財政局資産活用担当局長が必要と認めるものに限る。）及びこれに対する督促異議の申立てに係る訴訟に関すること。

第8条税務部の款税制課の項中第16号を第17号とし，第9号から第15号までを1号ずつ繰り下げ，同項第8号中「株式等譲渡所得割交付金」の右に「，地方消費税交付金」を加え，同号を同項第9号とし，同項中第7号を第8号とし，第6号を第7号とし，第5号を第6号とし，第4号の次に次の1号を加える。

(5) 宿泊税の特別徴収義務者の指定，納税管理人に係る承認その他宿泊税を徴収するために必要な準備行為に関すること。

第8条番号制度企画調整室の款を削る。

第9条総合政策室の款第9号ただし書を削り，同条リニア・北陸新幹線誘致推進室の款第1号中「及び北陸新幹線」を削り，同款に次の1号を加える。

(2) 北陸新幹線に関する企画，連絡及び調整に関すること。ただし，建設局の所管に属するものを除く。

第9条プロジェクト推進室の款第1号中「限る。）」の右に「及び西陣を中心とした地域活性化ビジョン検討委員会」を加え，同条国際化推進室の款第6号を削り，同款第7号を同款第6号とし，同款第8号中「及び国際化推進プラン点検委員会」を「，国際化推進プラン点検委員会及び指定管理者条例第16条に規定する委員会（室が所管する公の施設に関するものに限る。）」に改め，同号を同款第7号とし，同款中第9号を第8号とし，第1

0号を第9号とし、第11号を第10号とし、同条情報化推進室の款第14号中「及び大型汎用コンピュータオープン化事業検討委員会」を削る。

第10条文化芸術都市推進室の款文化芸術企画課の項第7号中「第10号の」を「課が所管する」に改め、「(無鄰菴を除く。)」を削り、同項第10号中「無鄰菴」を削り、同款文化財保護課の項第6号中「第8号の」を「課が所管する」に改め、「及び無鄰菴」を削り、同項第8号中「岩倉具視幽棲旧宅」を「無鄰菴、岩倉具視幽棲旧宅」に改め、同条地域自治推進室の款第17号を次のように改める。

- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による事務の統轄に関すること。

第10条地域自治推進室の款中第27号を第28号とし、第18号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

- (18) 情報提供等記録開示システムに関すること。

第10条市民スポーツ振興室の款第4号中「第6号の」を「室が所管する」に改める。

第11条産業戦略部の款を次のように改める。

産業企画室

- (1) 局の庶務に関すること。
- (2) 区役所等との連絡及び調整に関すること。
- (3) 産業及び観光に関する調査、企画並びに情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 雇用対策の推進に係る施策の連絡及び調整に関すること。
- (5) 企業の社会貢献責任に係る支援に関すること。
- (6) 事業内職業訓練に関すること。
- (7) 計量検査に関すること。
- (8) 指定管理者条例第16条に規定する委員会（室が所管する公の施設に関するものに限る。）に関すること。
- (9) 中央卸売市場第一市場及び中央卸売市場第二市場に関すること。
- (10) 勸業館に関すること。
- (11) 局内の他の課及び室の主管に属しないこと。

第11条商工部の款中小企業振興課の項第4号中「産業政策課」を「産業企画室」に改め、同条新産業振興室の款第1号及び第3号中「産業戦略部」を「産業企画室」に改め、同条観光MICE推進室の款第8号中「第10号の」を「室が所管する」に改める。

第12条障害保健福祉推進室の款第13号中「保健所」を「児童福祉センター」に改め、同款第14号中「係るものに限る。）」の右に「、計画相談支援」を加え、同款第19号を次のように改める。

(19) 障害者の文化芸術活動の推進に関すること。

第12条障害保健福祉推進室の款第23号中「及びみやユニバーサルデザイン審議会」を「、みやユニバーサルデザイン審議会及び指定難病審査会」に改め、同条生活福祉部の款生活福祉課の項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、同款保険年金課の項第14号中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条健康長寿のまち・京都推進室の款健康長寿企画課の項第3号ただし書を削り、同項中第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、同項第11号中「老人介護支援センター」を「老人福祉センター、老人保養センター、老人介護支援センター」に改め、「健康増進センター」の右に「、久多いきいきセンター」を加え、同号を同項第13号とし、同項中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、同項第8号中「関する」の右に「事務の統轄に関する」を加え、同号を同項第10号とし、同項第7号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 移植医療等の普及及び啓発に関すること。

第12条健康長寿のまち・京都推進室の款健康長寿企画課の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 高齢者の介護予防に関すること。ただし、介護ケア推進課の所管に属するものを除く。

第12条健康長寿のまち・京都推進室の款介護ケア推進課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、第9号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 介護保険法による介護支援専門員に対する報告の要求、指示、研修の受講命令及び業務の禁止に関すること。

第12条健康長寿のまち・京都推進室の款介護ケア推進課の項第23号中「老人福祉センター、老人保養センター、」及び「、久多いきいきセンター」を削り、同条医療衛生推進室の款健康安全課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第13条はぐくみ創造推進室の款中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条子ども若者未来部の款育成推進課の項第11号を削

り、同項第12号を同項第11号とし、同項第13号中「青少年活動推進協議会及び子ども・子育て会議」を「はぐくみ推進審議会」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第14号を第13号とし、第15号を削り、第16号を第14号とし、第17号から第19号までを2号ずつ繰り上げ、同項子ども家庭支援課の項第1号中「心身障害児」の右に「及び要保護児童等に関するもの並びに児童自立生活援助事業、子育て短期支援事業、小規模住居型児童養育事業、助産の実施及び母子保護の実施」を加え、同項第8号及び第17号を削り、同項第24号を同項第27号とし、同項第23号中「ひとり親家庭支援センター」の右に「及び子ども支援センター」を加え、同号を同項第26号とし、同項第22号中「関する」の右に「事務の統轄に関する」を加え、同号を同項第25号とし、同項中第21号を第24号とし、第20号を第23号とし、第19号を第21号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 子育て支援コンシェルジュに関すること。

第13条子ども若者未来部の款子ども家庭支援課の項第18号を同項第20号とし、同項第16号中「う歯その他の疾病の予防等」を「学童う歯対策事業」に改め、同号を同項第19号とし、同項第15号を同項第16号とし、同号の次に次の2号を加える。

(17) 障害者総合支援法による自立支援医療費（育成医療に関するものに限る。）の支給に関すること。ただし、区役所及び区役所支所の所管に属するものを除く。

(18) 障害者総合支援法による指定自立支援医療機関の指定、指導及び監督に関すること。ただし、育成医療に関するものに限る。

第13条子ども若者未来部の款子ども家庭支援課の項中第14号を第15号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同項第5号中「中学3年生学習支援プログラム」を「生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号の次に次の2号を加える。

(5) 児童福祉法による里親の登録又は認定に関すること。

(6) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律による民間あっせん機関に係る許可に関すること。

第13条幼保総合支援室の款第1号中「関する事務」を「よる事務」に改める。

第14条まち再生・創造推進室の款第6号中「、活用」を「及び継承」に改め、同項第7号中「に関する事務」を「及び京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例による事務」に改め、同項第8号を次のように改める。

(8) 京都市京町家の保全及び継承に関する条例による事務に関すること。

第14条まち再生・創造推進室の款第9号中「京町家保全・活用委員会」を「京町家保全・継承審議会」に改め、同条建築指導部の款建築指導課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例による事務に関すること。ただし、都市景観部の所管に属するものを除く。

第14条建築指導部の款建築指導課の項第12号中「京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）西陣特別工業地区建築条例」の右に「、京都市娯楽・レクリエーション地区内における建築物の制限の緩和に関する条例」を加え、「及び京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）らくなん進都鴨川以北産業集積地区建築条例による建築等の許可並びに」を「、」に、「及び京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例による建築等の許可及び認定」を「、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区（岡崎文化芸術・交流拠点地区）の区域内における建築物の制限の緩和に関する条例及び京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）らくなん進都鴨川以北産業集積地区建築条例による事務」に改め、同項中第20号を第22号とし、第19号を第20号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 建築相談に関すること。

第14条建築指導部の款建築指導課の項中第18号を第19号とし、第13号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例による事務に関すること。

第14条建築指導部の款建築審査課の項第22号を削り、同項第23号を同項第22号とし、同項第24号中「土砂災害特別警戒区域内建築物安全確保対策費補助事業」を「土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業」に改め、同号を同項第23号とし、同項第25号を同項第24号とし、同条建築安全推進課の項第12号中「土砂災害特別警戒区域内建築物安全確保対策費補助事業」を「土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業」に改める。

第15条建設企画部の款建設企画課の項第5号を同項第7号とし、同項第4号の次に次の2号を加える。

(5) 京都高速道路の移管に係る設備工事の設計、施工、監督及び軽易な検査に関するこ

と。

(6) 北陸新幹線の整備に係る技術的な調整に関すること。

第15条土木管理部の款土木管理課の項中第12号を第15号とし、第11号を第14号とし、第10号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 廃自動車認定等委員会に関すること。

第15条土木管理部の款土木管理課の項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 京都市自動車放置防止条例による事務の統轄に関すること。

(9) 道路、里道及び水路等（産業観光局の所管に属するものを除く。）に放置された自動車並びに本市が公共の用に供する場所以外の場所に放置された自動車に係る廃自動車の認定に関すること。

第15条自転車政策推進室の款中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、同款第11号中「廃自動車認定等委員会及び」を削り、同号を同款第9号とし、同条道路建設部の款道路建設課の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 他の局の事業に係る土木工事の実施に関すること。ただし、環境政策局及び都市計画局の所管に属するものを除く。

第15条みどり政策推進室の款第3号に次のただし書を加える。

ただし、建設局長が必要と認めるものに限る。

第15条みどり政策推進室の款第4号中「の改良及び管理」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)